

5 工事中における中間検査の実施

—中間検査制度の創設 平成19年6月改正—

阪神・淡路大震災では、施工の不備が原因と考えられる被害が多くみられました。そのため、建築物の安全性、品質の確保等を目的に「中間検査制度」が創設されました。

1 中間検査の対象

共同住宅の用途があり、階数が3（地階を含む）以上で2階の床及びそれを支持する梁に鉄筋を配置する工事を含む建築物又は、用途を問わず階数が3（地階を除く）以上の建築物の新築、増築又は改築をする場合は、区又は指定確認検査機関の中間検査を受ける必要があります。

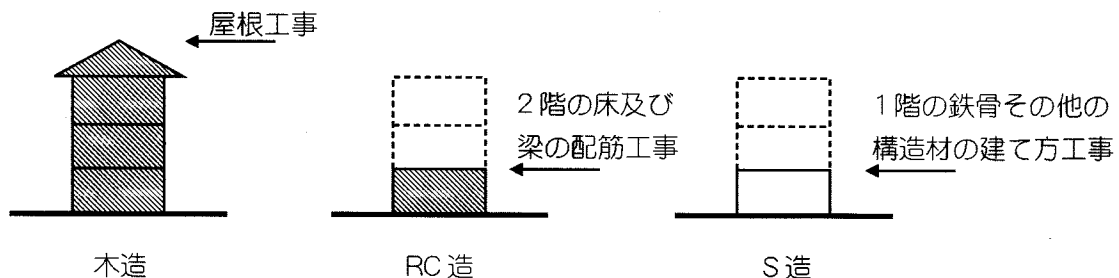
2 中間検査を受ける工程（特定工程といいます。）

中間検査を受ける時期は、次の工事が完了した段階です。

| 建築物の構造 | 共同住宅の特定工程（優先） | その他の用途の特定工程 |
|---------|---------------|---------------------|
| S造 | → | 1階の鉄骨その他の構造材の建て方工事 |
| SRC造 | 2階の床及び梁の配筋工事 | 1階の鉄骨その他の構造材の建て方工事 |
| RC造 | 2階の床及び梁の配筋工事 | 2階の床及び梁の配筋工事 |
| 木造 | → | 屋根工事 |
| その他の構造 | → | 2階の床工事 |
| 2以上の混構造 | → | その構造のうち、いずれか早い工程の工事 |

なお、特定工程に係る工事が複数回ある場合には、共同住宅の用途に供するもので2階の床及び梁に鉄筋を配置する工事を有するものにあつては、全ての回で中間検査を受ける必要があります（他の用途に供するものにあつては、特定工程に係る工事が複数回ある場合には一番最初の工程のみ受ける必要があります）。

※特定工程の例



なお、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、次の工事（「後続工程」といいます）に着手することはできません。

● 建築基準法によって規定される後続工程（共同住宅）

2階の床及びそれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。

● 東京都告示によって規定される後続工程（その他の用途）

| 建築物の構造 | 後続工程 |
|--------|--|
| S造 | 2階の床版の取り付け工事又は型枠工事 |
| SRC造 | 柱又は梁の配筋工事 |
| RC造 | 2階の床及び梁のコンクリート打ち込み工事（ただし、当該部分の配筋工事を現場で施工しないものは、2階の柱及び壁の取り付け工事） |
| 木造 | 壁の外装工事又は内装工事 |
| その他の構造 | 2階の柱又は壁の取り付け工事 |

中間検査は、工事中の建築物だけでなく敷地の大きさ、建物の位置・高さ、特定工程以前の工程である基礎工事なども検査の対象となります。

検査日程などは、事前に検査員と打合せてください。

※指定確認検査機関に中間検査を依頼する場合にはP.96、97 を参照してください。

